

○香川県警察における公印に関する訓令

平成 13 年 12 月 5 日
警察本部訓令第 37 号

改正 平成 15 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号、平成 18 年 3 月 30 日本部訓令第 15 号、平成 22 年 2 月 8 日本部訓令第 2 号、平成 23 年 9 月 1 日本部訓令第 6 号、平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 10 号、令和元年 6 月 13 日本部訓令第 4 号、令和 3 年 3 月 30 日本部訓令第 4 号

香川県警察における公印に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における公印に関する訓令

香川県警察の公印に関する訓令（平成 12 年香川県警察本部訓令第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、香川県公安委員会文書規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 33 号。以下「文書規則」という。）、香川県公安委員会公印規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 23 号。以下「公印規則」という。）及び香川県警察公印規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 22 号。以下「公印規程」という。）その他の法令等に定めるもののほか、香川県警察において使用する公印（以下単に「公印」という。）の作成、使用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（公印の種別）

第 2 条 公印の種別は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 公印規則第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する公印
- （2） 公印規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する公印
- （3） 国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和 39 年大蔵省令第 22 号）及び香川県公印規程（昭和 38 年香川県訓令第 2 号）の規定により作成する香川県警察の会計機関等の公印
- （4） 公印規程第 2 条第 4 項の規定により作成する公印

2 前項第 3 号に規定する公印の形式は、別表のとおりとする。

（公印管理責任者等）

第 3 条 公印を適正に管理させるため、公印を保管する香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校又は警察署（以下「所属」という。）に公印管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、当該所属の長（香川県警察学校にあっては、副校長の職にある者）をもって充てる。

2 管理責任者の命を受け、公印の作成、使用及び管理に係る事務を処理させるため、公印を保管する所属に公印管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置き、香川県警察本部にあっては次長、副隊長又は副所長の職にある者を、香川県警察学校にあっては次

長の職にある者を、警察署にあっては副署長の職にある者をもって充てる。

(公印の作成)

第4条 管理責任者は、公印規則第4条又は公印規程第2条第4項の規定により公印を作成し、又は改刻しようとするときは、別記様式第1号の公印作成承認申請書により香川県警察本部長の承認を得なければならない。

2 前項の公印の形式は、公印規則又は公印規程に定める公印の形式の例によるものとする。

(公印の届出)

第5条 管理責任者は、公印を作成し、改刻し、又は廃止したときは、別記様式第2号の公印届出書により香川県警察本部警務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経由して香川県警察本部長に届け出なければならない。

(公印の登録)

第6条 総務課長は、前条の規定による届出を受けたときは、その種別ごとに香川県警察本部警務部総務課に備付けの別記様式第3号の公印登録台帳に登録するものとする。この場合において、当該届出に係る公印届出書は、公印登録台帳に編さんしておくものとする。

(公印の使用)

第7条 公印の使用は、別記様式第4号の公印使用簿（香川県公安委員会の名義で職務上作成する文書にあっては、文書規則第10条第1項の公印使用簿）に必要な事項を記入し、管理責任者又は管理補助者の確認を得て、当該管理責任者又は管理補助者の面前で行うものとする。ただし、公印規則第2条第2項の表3の項から8の項までに掲げる公印及び公印規程第2条第2項の公印並びに第2条第1項第3号及び第4号の公印を除く。

(公印の事前使用)

第8条 公印を事前に使用する必要がある文書は、別記様式第5号の公印事前使用承認申請書に当該文書を添えて使用に係る公印の管理責任者に提出し、承認を得なければならない。

(公印の印影の印刷)

第9条 公印の印影を印刷する必要がある文書は、別記様式第5号の公印印影印刷承認申請書に当該文書を添えて使用に係る公印の管理責任者に提出し、承認を得なければならない。

2 公印の印影の印刷は、原稿に公印を押し、管理責任者が指定する者が立会いをし、委託する印刷業者等をして写真製版及び必要枚数の印刷をさせなければならない。この場合において、やむを得ない事由があると総務課長が認めるものについては、当該公印の形式を縮小し、又は拡大して用いることができる。

3 前項の規定により立会いをする者は、印刷終了後、印刷原版の公印部分及び印刷によ

り生じた不良又は不用の文書について、当該印刷業者等をして復元できない方法により廃棄させ、これを確認しなければならない。

(公印の事前使用等に係る文書の取扱い)

第10条 公印を事前に使用し、又は公印の印影を印刷したときは、別記様式第6号の公印事前使用・公印印影印刷文書受払簿に受入枚数を記入の上、管理責任者があらかじめ指定する者が公印の使用に係る文書を適切に管理しなければならない。

2 公印を事前に使用し、又は公印の印影を印刷した文書を使用するときは、公印事前使用・公印印影印刷文書受払簿に使用枚数を記入の上、当該文書の使用状況を明らかにしておかなければならない。

(公印の管理)

第11条 管理責任者又は管理補助者は、公印を常に堅固な箱に収納し、施錠設備のある保管庫に保管しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に規定する会計機関等の公印、交番又は駐在所において使用する公印その他必要と認めるものについては、管理責任者があらかじめ指定する者に保管させることができる。

3 管理責任者又は管理補助者は、公印の管理に当たり、盗難、紛失、盗用、偽造、その他公印の事故の防止に努めなければならない。

4 公印は、管理責任者又は管理補助者の許可なく外部に持ち出してはならない。

5 前2項の規定は、第2項の規定により管理責任者が指定する者が保管する公印の管理について準用する。

(公印の事故報告)

第12条 管理責任者は、盗難、紛失、盗用、偽造その他公印の事故が発生したときは、別記様式第7号の公印事故報告書により、直ちに総務課長を経由して香川県警察本部長に報告しなければならない。

(公印の廃棄)

第13条 管理責任者は、改刻又は廃止により不用となった公印(第2条第1項第3号に掲げる公印のうち香川県警察において使用する出納員印を除く。)については、第5条に規定する手続を経た後、復元できない方法により廃棄しなければならない。

(電子計算機処理に係る公印の取扱い)

第14条 管理責任者は、香川県警察情報管理システム、財務会計オンラインシステムその他のシステム(以下「電子計算組織」という。)に公印を用いようとするときは、あらかじめ電子計算組織に係る業務を所管する所属の長と協議した上、公印届出書により総務課長を経由して香川県警察本部長に届け出なければならない。

2 電子計算組織に用いる公印(以下「電子公印」という。)の形式は、公印規則若しくは公印規程又は第2条第2項に定める公印の形式の例によるものとする。ただし、やむを

得ない事由があると総務課長が認めるものについては、当該電子公印の形式を縮小し、又は拡大して用いることができる。

- 3 電子公印の登録については、第6条の規定を準用する。
- 4 電子公印の使用は、公印の印影を電子計算組織に記憶させ、当該印影を文書に出力することによりそれに代えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成14年1月1日から施行する。
(香川県警察本部の処務に関する訓令の一部改正)
- 2 香川県警察本部の処務に関する訓令(昭和32年香川県警察本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 公印の管理及び使用(第52条―第56条)」を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第52条から第56条まで 削除

様式目次中「様式第23号 公印登録台帳(第55条)」を削り、「様式第22号 公印の形式(第53条)」を「様式第22号及び様式第23号 削除」に改める。

様式第23号を削り、様式第22号を次のように改める。

様式第22号及び様式第23号 削除

(警察署の処務に関する訓令の一部改正)

- 3 警察署の処務に関する訓令(昭和32年香川県警察本部訓令第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 公印の管理及び使用(第60条―第64条)」を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第60条から第64条まで 削除

様式目次中「様式第26号 公印登録台帳(第63条)」を削り、「様式第25号 公印の形式(第61条)」を「様式第25号及び様式第26号 削除」に改める。

様式第26号を削り、様式第25号を次のように改める。

様式第25号及び様式第26号 削除

附 則(平成15年3月31日本部訓令第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

(香川県警察の航空隊に関する訓令の廃止)

- 2 香川県警察の航空隊に関する訓令(平成元年香川県警察本部訓令第7号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月30日本部訓令第15号)

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年2月8日本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年2月8日から施行する。

附 則(平成23年9月1日本部訓令第6号)

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月13日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和3年3月30日本部訓令第4号)

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

(別表及び別記様式 省略)